

通所介護事業所運営規程

(デイサービスセンターぬくもり五井東・君塚・今富)

社会福祉法人 清風会

第1条（目的） 社会福祉法人清風会が開設するデイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービス（以下「通所介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、利用者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう適正なサービスを提供することを目的とする。

第2条（運営の方針） 事業所は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、在宅での生活を継続できるよう生活機能の維持又は向上を目指し、入浴、排せつ、食事、その他日常生活上の介助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立の解消及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減をはかるものとする。

- 2 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 3 サービスの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、地域住民との交流や、市原市（利用者の所在する市町村）居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

第3条（事業の運営） 通所介護の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行い、第三者への委託は行わないものとする。

第4条（事業所の名称及び所在地）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンターぬくもり五井東
所在地 千葉県市原市平田1428番地
- (2) 名 称 デイサービスセンターぬくもり君塚
所在地 千葉県市原市君塚3丁目22番地1
- (3) 名 称 デイサービスセンターぬくもり今富
所在地 千葉県市原市今富678番地4

第5条（従業者の職種、員数及び職務の内容）

事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （１） 管理者 常勤１名
従業者の管理及び、業務の管理を一元的に行う。
- （２） 生活相談員 提供時間数に応じて常勤換算で１名以上
（生活相談員または介護職員のうち１名は常勤）
利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、事業所内のサービスの調整、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。
- （３） 介護職員 提供時間数に応じて、利用者の数が１５人までは常勤換算で１名
１５人を超える場合には、１５人を超える部分の利用者の数を５で除して得た数以上
（常時１人以上配置すること）
利用者の入浴、排せつ、食事の介助等、日常生活に必要な支援及び介護を行う。
- （４） 看護職員 提供時間帯に必要なに応じて１名以上
利用者の健康管理及び、身体状況の把握を行う。
- （５） 機能訓練指導員 一週間のサービス提供日の半数以上、単位ごとに２時間以上
利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導を行う。

第6条（営業日及び営業時間） 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （１） 営業日 月曜日～土曜日（祝日を含む）
ただし、１２月３１日から１月３日までを除く。
- （２） 営業時間 午前８時３０分～午後５時３０分とする。
- （３） サービス提供時間 午前９時３０分～午後３時４０分

第7条（利用定員） 事業所の利用定員は、１８名とする。

第8条（サービスの内容） 通所介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- （１） 入浴サービス
- （２） 排泄、食事、口腔ケア等の介護サービス
- （３） 送迎サービス（事業所と利用者宅間、玄関までを基本とする）
- （４） 機能訓練、生活リハビリテーション
- （５） 介助方法の指導並びに、生活等に関する相談及び助言
- （６） 健康状態の確認
- （７） その他、日常生活上に必要な介助

第9条（サービス利用料等） 通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 介護保険対象外となる利用料金については、以下の通りとする。

(1) 食事代 1食 670円

(2) おやつ代 1食180円

(3) 特別な食事の提供

現病を考慮する必要がある場合や嚥下機能の低下により、一般食の喫食が困難である場合には、ソフト食、栄養補助食品を選択することが出来る。ただし、その場合には、前項記載の食事代に加え以下の費用が発生する。なお、一般食を刻んで提供する粗刻み食、刻み食については、別途費用の発生はない。

・ ソフト食 1食 200円 ・ 栄養補助食品 1食 120円

(4) 生活保護費受給者並びに低所得者食事代（利用者負担軽減提供）

生活保護費受給者並びに低所得者で月16回以上のサービスが必要であると計画され、且つ、実際に利用のあった者については、1食520円・おやつ180円で食事を提供する。

(5) レクリエーション活動費用並びに、連絡帳代等その他必要となる諸経費の実費

(6) オムツ・リハビリパンツ代 100円 パット代 50円

(7) 複写物の交付 10円（1枚）

「個人情報開示」については、別途申請に係る手数料あり

(8) 緊急時・時間外対応 1時間 1,000円

3 キャンセル料 利用予定当日8時30分を過ぎて利用中止の連絡をされた場合や、無断でキャンセルされた場合は、利用料金自己負担額（負担割合に応じた額）、及び食事代等の実費負担に関する支払いが発生する場合がある。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書等で説明した上で、支払いに同意する旨の文書等に署名を受けるものとする。

第10条（サービス実施地域） 通常の事業の実施地域は、市原市北部全域とする。

第11条（サービス利用に当たっての留意事項） 利用者は通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

2 故意に、施設、設備を壊したり汚したりした場合には、利用者の自己負担により現状に復するか、又は相当の代価の支払いが生じる場合がある。

3 事業者の実施したサービス等を原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合等、自己の帰すべき理由がない限り事業者は損害賠償責任を負わないものとする

4 事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動営利活動を行うことは出来ない。また、セクシャルハラスメントについても同様とする。

- 5 サービス提供の継続が難しいと事業所側が判断する問題行動等が著しい場合には、利用中止とさせて頂く場合がある。

第12条（衛生管理等）事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。また、必要に応じて、保健所の助言・指導を求めるものとする。

- 1 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - （1）事業所における感染症予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - （2）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

第13条（緊急時等における対応方法）通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるものとする。

- 2 通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第14条（非常災害対策）事業所は、防火管理について責任者を定め、非常災害に関する計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出等の訓練を行う。

- 2 事業所は、地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築し、前項に規定する訓練等の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第15条（業務継続計画の策定等）事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための「業務継続計画」を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う

第16条（苦情処理）通所介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した通所介護に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び

市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第17条（個人情報の保護） 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は家族の了解を得るものとする。

第18条（虐待防止に関する事項） 事業所は、利用者の虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 防止のための指針の整備
 - (3) 防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第19条（地域との連携など） 事業所は、その運営に当たっては、地域住民等との連携や協力を行う等、地域との交流に努める。

- 2 通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する市の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、運営推進会議という）を設置し、おおむね6ヵ月に1回以上、運営推進会議において活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。なお、利用者、利用者の家族の同意を受けた場合には、テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。
- 3 通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

第20条（その他運営に関する留意事項） 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 経験に応じた研修 随時

- (3) 全ての介護従事者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化等の必要な措置を講じる。
 - 5 事業所は、通所介護を行うために必要な記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
 - 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、理事長と事業所管理責任者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年5月30日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年12月1日から施行する。

この規程は、令和7年8月1日から施行する。